

協議会の概要

【目的】

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の23の規定に基づき、医師確保対策の具体的な実施に係る関係者間の協議又は調整を行う。（設置要綱第1）

【委員】

協議会は、委員30人以内で組織する。委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。現在の委員の任期は平成31年4月1日から令和4年3月31日まで。（設置要綱第3）

→ 令和4年4月以降の委員については、改選を行う必要がある。

構成員（令和4年2月1日現在）

会長	吉村 美栄子	(山形県知事)
議長	中目 千之	(山形県医師会 会長)
	上野 義之	(山形大学医学部長)
	佐藤 慎哉	(山形大学医学部附属病院 病院長)
	武田 弘明	(山形県立中央病院 院長)
	貞弘 光章	(山形市立病院済生館 館長)
	林 雅弘	(公立置賜総合病院 院長)
	島貫 隆夫	(日本海総合病院 病院長)
	鈴木 聡	(鶴岡市立荘内病院 院長)
	八戸 茂美	(山形県立新庄病院 院長)
	大串 雅俊	(米沢市立病院 病院長)
	石井 政次	(恩賜財団済生会山形済生病院 院長)
	神田 秀人	(山形県こころの医療センター 院長)
	深瀬 和利	(山形県立河北病院 院長)
	後藤 康夫	(寒河江市立病院 院長)
	鎌塚 栄一郎	(北村山公立病院 院長)
	佐藤 俊浩	(最上町立病院 院長)
	藤島 丈	(白鷹町立病院 院長)
	安藤 常浩	(社会医療法人みゆき会みゆき会病院 病院長)
	神村 裕子	(山形県医師会 副会長)
	八重樫 伸生	(東北大学医学部長)
	尾野 恭一	(秋田大学医学部長)
	竹石 恭知	(福島県立医科大学医学部長)
	染矢 俊幸	(新潟大学医学部長)
	川並 透	(国立病院機構山形病院 病院長)
	佐藤 孝弘	(山形県市長会 会長(山形市長))
	原田 俊二	(山形県町村会 会長(川西町長))
	大澤 賢史	(山形県病院事業管理者)
	阿彦 忠之	(山形県健康福祉部医療統括監)
ワザバ-	村上 正泰	(山形大学大学院医学系研究科 教授)

【敬称略】

協議事項

医療法第30条の23第2項に規定する次の事項について協議する。

- 1 キャリア形成プログラムに関する事項
- 2 医師（県修学資金貸与医師及び自治医科大卒業医師）の派遣に関する事項
- 3 キャリア形成プログラムに基づき医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の能力の開発等に関する事項
- 4 医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の負担軽減のための措置に関する事項
- 5 医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保ために大学と都道府県とが連携して行う文部科学省令・厚生労働省令で定める取組に関する事項
- 6 医師法の規定によりその権限に属された事項
- 7 その他医師の確保を図るために必要な事項

（設置要綱第2）

今後のスケジュール（予定）

3月下旬～4月上旬	委員選任の依頼・委嘱
5月下旬～6月上旬	第1回地域医療対策協議会
9月下旬	第2回地域医療対策協議会
2月中旬	第3回地域医療対策協議会